

第37回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R3.9.29) 結果

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和3年10月1日(金)から令和3年10月30日(土)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

※劇場等については下記のとおりとする。

【人数要件】5,000人又は収容定員の50%(かつ10,000人以下であること)の
いずれか大きい方

①大声での歓声・声援がないことを前提としうるもの:収容定員の「100%」

②大声での歓声・声援があることが想定されるもの :収容定員の「50%」

→ 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方とする。

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない。)

※事前相談(全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントが対象)及び事後フォローアップについて

・主催者は、イベント開催の2週間前までに県に事前相談すること

・主催者は、当該イベント内で感染者が発生するなどの事情が生じた場合、イベント開催時の結果報告資料を県等に提出すること

(2) 市施設の取扱い

ア 屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和3年10月1日(金)から令和3年10月24日(日)まで

閉館時間を午後9時とする。

施設を使用する場合は、主催者などに対して徹底した感染防止対策を行うよう、引き続き強く要請する。

◇以下の行為を伴う利用は禁止する。

・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ等)

・ 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く)

◇以下の感染防止対策を徹底する。

・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策

- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策

※既に予約が入っている場合であっても、原則、午後9時以降の時間帯を含む区分の利用は不可(午後9時で閉館)とする。なお、申し出により、午後9時までの利用を希望する場合は、使用料の減額等を行わないことを条件に利用を許可する。